鹿児島県公報

令和2年3月31日(火)第93号の2



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

示

○車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法

(道路維持課取扱い) 1

- 公安委員会規則 ○警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則(※)
 - (警務課取扱い) 2
- ○猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の一部を改正する規則(※)
 - (生活安全企画課取扱い) 2
- ○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(※)

(交通規制課取扱い)3

○風俗営業制限地域の指定の一部改正(※)

(生活安全企画課取扱い) 9

警察 本部告示

公安委員会告示

○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の廃止

(警務課取扱い)9

告示示

鹿児島県告示第374号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により,通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し,併せて,同令第10条第1項の規定により,当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定する道路の路線名及び区間

道路		
0	路線名	区間
種類		
県道	川内加治木線	薩摩川内市西向田町1番3地先から同市東向田町1番地先まで
	川内停車場線	薩摩川内市東向田町1番地先から同市鳥追町54番1地先まで

2 指定する期日

令和2年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第2号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則(昭和29年鹿児島県公安委員会規 則第12号)の一部を次のように改正する。

本則中「1,201円」を「1,216円」に,「375円」を「380円」に,「413円」を「418円」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

.....

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第3号

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の一部を改正する規則 猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則(平成22年鹿児島県公安委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

経驗者講習全宝施提所,日割表

/\S	全映石	再 白	云天	心勿	ולו	力 剖	1						
場所	別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
鹿児島中央警察	署		0				0						
鹿児島西警察	署								\circ				\circ
鹿児島南警察	署	\circ				0							
指 宿 警 察	署									0			
南 九 州 警 察	署										\circ		
枕 崎 警 察	署			\circ									
南さつま警察	署				\circ								
日 置 警 察	署	\circ						\circ					
いちき串木野警察	署						\circ						
薩摩川内警察	署		\circ								\circ		
さってまい警察	署				\circ				\circ				
阿 久 根 警 察	署									\circ			
出 水 警 察	署		\circ								\circ		
伊 佐 湧 水 警 察	署					\circ						\circ	
姶 良 警 察	署			\circ				\circ					

鹿児島県公報

霧	島	耆	故	察	署						0						0
曽	於	有	故	察	署		0						\circ				
志	布	志	警	察	署					\circ						\circ	
肝	付	有	整	察	署				0								
鹿	屋	有	故	察	署	\circ								0			
錦	江	有	故	察	署										\circ		
種	子	島	警	察	署						\circ						
屋	久	島	警	察	署	0											
奄	美	有	故	察	署			0								\circ	
瀬	戸	内	警	察	署							\circ					
徳	之	島	警	察	署								\circ				
沖	永	良音	部 警	祭 察	署												\circ

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第4号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則(昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

 別表第4中
 区
 間

 「区間 又 は 区 域 」
 に改め、同表主要地方道串

木野樋脇線の項の次に次のように加える。

主要地方道川内薩摩川内市西向田町1番3地先から同市東向田町1番地加治木線先まで

別表第4一般県道玉取迫鹿児島港線の項の次に次のように加える。

一般県道川内停 薩摩川内市東向田町1番地先から同市鳥追町54番1地先 車場線 まで

別表第4 鹿児島市道にわ都市南線の項の次に次のように加える。

鹿児島市道城南 鹿児島市城南町22番1地先から24番61地先まで 2号線

別表第4 鹿児島市道金属団地 2 号線の項中「12番8」を「6番1」に改め、同表鹿児島市道東開9 号線の項中「2番6」を「11番1」に改め、同表指宿市道矢石桁線の項の次に次のように加える。

Ξ.	74F, C 00 0	
	薩摩川内市道駅	薩摩川内市鳥追町54番1地先から128番地先まで
	前•白和線	

別表第4南九州市道平山宮線の項の次に次のように加える。

臨港道路本港区	鹿児島市浜町1番7地先から同市城南町24番29地先まで
線	
臨港道路本港区	鹿児島市小川町26番21地先から26番17地先まで
線	
臨港道路北ふ頭	鹿児島市易居町13番19地先から同市本港新町3番県営第
線	1 駐車場南側まで
臨港道路北ふ頭	鹿児島市本港新町3番県営第1駐車場南側から北ふ頭4
支線	号上屋東側まで
臨港道路北ふ頭	鹿児島市本港新町3番臨港道路北ふ頭線との接続地点か

支線	ら北ふ頭1号上屋南側まで
臨港道路北ふ頭	鹿児島市本港新町3番臨港道路北ふ頭線との接続地点か
支線	ら北ふ頭1号上屋北側まで
臨港道路南ふ頭	鹿児島市住吉町16番25地先から同市本港新町6番県営第
線	5 駐車場北側まで
臨港道路南ふ頭	鹿児島市本港新町6番臨港道路南ふ頭線との接続地点か
支線	らみしま旅客待合所東側まで
臨港道路南ふ頭	鹿児島市本港新町6番臨港道路南ふ頭線との接続地点か
支線	らとしま旅客待合所東側まで
臨港道路南北ふ	鹿児島市本港新町4番2地先から5番2地先まで
頭線	库坦自士丸山mr10至07世上之三十十洲如mr 4 至 6 世上
│臨港道路本港中 │央線	鹿児島市名山町13番27地先から同市本港新町4番6地先 まで
茨彦 臨港道路桜島フ	まじ
端径坦昭伝面/	底元局中小川町20番1地元から四川本徳利町4番2地元 まで
ル線	
臨港道路本港南	
線	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
臨港道路高速船	鹿児島市本港新町5番2地先から5番ロータリーまで
ふ頭線	
臨港道路新港区	鹿児島市城南町45番1地先から同市与次郎一丁目2295番
線	109地先まで
臨港道路新港南	鹿児島市城南町6番8地先から45番1地先まで
線	
臨港道路新港南	鹿児島市城南町45番1地先から51番1地先まで
1号支線	英田自土持寺町47至1144年よる71至9144 よっ
臨港道路新港南 0 日末線	鹿児島市城南町45番1地先から51番3地先まで
2 号支線 臨港道路新港南	鹿児島市城南町45番1地先から51番4地先まで
3号支線	此九两中残田門10番1地九が501番4地九よく
臨港道路新港中	
央線	7557 T. 77611 V V = E = 1 (5) E (1) S = E (5) E (1)
臨港道路新港北	鹿児島市南林寺町30番11地先から同市城南町33番地先ま
線	で
臨港道路新港北	鹿児島市城南町16番1地先から23番2地先まで
支線	
臨港道路新港北	鹿児島市城南町35番2地先から36番地先まで
支線	
臨港道路新港北	鹿児島市城南町35番3地先から34番地先まで
支線	毎旧自古社志町94乗44生みと96乗44生せる
協港道路新港北 支線	鹿児島市城南町34番地先から36番地先まで
支線	жалан, поукта, 100 m т лада и одоо m т лада к
臨港道路新港北	鹿児島市城南町35番4地先から36番北端まで
支線	
臨港道路錦江線	鹿児島市錦江町25番1地先から26番4地先まで
臨港道路鴨池中	鹿児島市宇宿二丁目6番1地先から3797番1地先まで
央港区線	
臨港道路木材港	鹿児島市宇宿二丁目6番1地先から同市東開町11番1地

区線	先まで
臨港道路東開南	鹿児島市東開町字東開12番7地先から同市南栄三丁目29
栄線	番地先まで
臨港道路人工島	鹿児島市中央港新町1番臨港道路中央港区ふ頭線との接
巡回線	続地点から同市宇宿二丁目6番1地先まで
臨港道路マリン	鹿児島市中央港新町1番臨港道路人工島巡回線との接続
ポートかごしま	地点からマリンポート1号岸壁との接続地点まで
ふ頭内道路	
臨港道路中央港	鹿児島市中央港新町1番親水広場駐車場との接続地点か
区ふ頭線	ら臨港道路人工島巡回線との接続地点まで
臨港道路谷山一	鹿児島市卸本町8番7地先から同市南栄四丁目5番1地
区北線	先まで
臨港道路谷山一	鹿児島市卸本町8番23地先から同市南栄四丁目39番地先
区北支線	までの区域
臨港道路谷山一	- 鹿児島市南栄五丁目28番地先から36番地先まで
区西線	2070 EV 11.114 / 12.0 EV 10.114 / 200 EV 10.114 / 10.0 EV 10.0 EV 10.114 / 10.0 EV 10.0 EV 10.114 / 10.0 EV 1
臨港道路谷山一	鹿児島市南栄五丁目29番地先から10番13地先まで
区西線	
臨港道路谷山一	鹿児島市南栄五丁目29番地先から10番18地先まで
区西線	2575 EV 11.1147/1-114 4 E 50 E 7676 7 2 4 E 10767 1 5 4
臨港道路谷山一	
区西線	лалам, и пук. ш. 1 повых алекторы в гала в С
臨港道路谷山一	
区南線	6 地先まで
臨港道路谷山一	鹿児島市谷山港一丁目16番地先から20番地先まで
区南支線	parameter , promiser services
臨港道路谷山一	鹿児島市谷山港一丁目21番地先から23番地先まで
区南支線	
臨港道路谷山一	鹿児島市谷山港一丁目24番地先から26番地先まで
区南支線	
臨港道路谷山一	鹿児島市谷山港一丁目20番地先から25番地先まで
区南支線	
臨港道路谷山一	鹿児島市谷山港一丁目4番6号地先から5番8地先まで
区南防波堤線	
臨港道路谷山二	鹿児島市南栄六丁目2番12地先から同市七ツ島一丁目1
区中央線	番31地先まで
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目109番地先から同市下福元町字辻
区西線	7631番3地先まで
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港一丁目4番6地先から5番1地先まで
区東ふ頭連絡線	
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港一丁目5番1地先から同市谷山港三丁目
区東ふ頭線	17番地先まで
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港三丁目13番地先臨港道路谷山二区東ふ頭
区東ふ頭支線	線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港三丁目15番地先臨港道路谷山二区東ふ頭
区東ふ頭支線	線との接続地点から16番地先まで
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港三丁目15番地先臨港道路谷山二区東ふ頭
区東ふ頭支線	線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二	鹿児島市南栄六丁目2番12地先から同市谷山港三丁目1
区第1ふ頭線	番5地先まで

臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港二丁目17番地先から20番地先まで
区第1ふ頭支線	
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港二丁目24番地先から26番地先まで
区第1ふ頭支線 窓井洋路の北京	毎日自士公山洪ニエロ10至44年から04至44年よべ
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港二丁目18番地先から24番地先まで
区第1ふ頭支線 監禁事業	英国自士公司进口工口10巫Ubt 4.20F巫Ubt 4.2
臨港道路谷山二 区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目19番地先から25番地先まで
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港二丁目20番地先から28番地先まで
図第1ふ頭支線	
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港二丁目21番地先臨港道路谷山二区第1ふ
区第1ふ頭支線	頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港二丁目22番地先臨港道路谷山二区第1ふ
区第1ふ頭支線	頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二	鹿児島市谷山港三丁目1番5地先から同市谷山港二丁目
区第1ふ頭支線	6番3地先まで
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目79番地先から88番地先まで
区第2ふ頭線	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
臨港道路谷山二	
区第2ふ頭支線	続地点まで
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目82番地先臨港道路谷山二区第2ふ
区第2ふ頭支線	頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目84番地先臨港道路谷山二区第2ふ
区第2ふ頭支線	頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目82番地先から90番地先岸壁との接
区第2ふ頭支線	続地点まで
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目84番地先から89番地先岸壁との接
区第2ふ頭支線	続地点まで
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目88番地先臨港道路谷山二区第2ふ
区第2ふ頭支線	頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目98番地先から40番4地先まで
区第3ふ頭線	
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目106番地先から104番地先まで
区第3ふ頭支線	
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目92番地先から99番地先まで
区七ツ島ふ頭線	
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目91番地先から94番地先まで
区七ツ島ふ頭支	
線	南田自士1.55克 子目6.65克555.5
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目97番地先から95番地先まで
区七ツ島ふ頭支	
線	
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目94番地先から96番地先まで
区七ツ島ふ頭支線	
	鹿児島市七ツ島一丁目102番地先から96番地先まで
端径垣崎台山一 区七ツ島ふ頭支	此元両甲ロノ両 JH102街地元がり90街地元まじ
線	
臨港道路谷山二	
区七ツ島ふ頭支	
一口ロノ田の男人	l l

線	
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目109番地先から111番3地先まで
区船だまり線	
臨港道路谷山二	鹿児島市七ツ島一丁目1番31地先から2番2地先まで
区南線	
臨港道路(D-	薩摩川内市港町字唐山6110番177地先から6121番3地先
1 - 1)	まで
臨港道路(D-	薩摩川内市港町字唐山6110番179地先制限区域との接続
1 - 4)	地点から臨港道路(D-1-1)との接続地点まで
臨港道路(D-	薩摩川内市港町字唐山6110番183地先から6110番177地先
1 - 5)	まで
臨港道路(D-	薩摩川内市港町字唐山6110番186地先臨港道路(D-1
1 - 6)	-1)との接続地点から臨港道路(D-1-19)との接続
	地点まで
臨港道路 (D-	薩摩川内市港町字唐山6110番183地先から6110番188地先
1 - 7)	まで
臨港道路(D-	薩摩川内市港町字立島269番3地先から同市港町字唐山
1 - 15)	6121番3地先まで
臨港道路 (D-	薩摩川内市港町字唐山6110番186地先から6110番196臨港
1 - 19)	道路(D-1-23)との接続地点まで
臨港道路(D-	薩摩川内市港町字唐山6110番196岸壁との接続地点から
1 - 20)	臨港道路(D-1-19)との接続地点まで
臨港道路(D-	薩摩川内市港町字唐山6110番196臨港道路(D-1-19)
1 - 21)	との接続地点から緑地との接続地点まで
臨港道路(D-	薩摩川内市港町字唐山6110番196臨港道路(D-1-23)
1 - 22)	との接続地点から駐車場との接続地点まで
臨港道路 (D-	薩摩川内市港町字唐山6110番199から6110番196臨港道路
1 - 23)	(D-1-22) との接続地点まで
臨港道路 (D-	薩摩川内市港町字唐山6110番199岸壁との接続地点から
1 - 24)	臨港道路(D-1-23)との接続地点まで

別表第4中

Γ

臨港道路	鹿児島市浜町1番7地先から同市易居町13番18地先まで
臨港道路	鹿児島市南栄五丁目33番地先
臨港道路1号線	志布志市志布志町帖6617番190地先から同市志布志町志
	布志3304番1地先まで
臨港道路2号線	志布志市志布志町帖6617番地先から6617番190地先まで
臨港道路3号線	志布志市志布志町志布志3222番1地先から3310番地先ま
	で
臨港道路6号線	志布志市志布志町志布志3231番1から同市志布志町帖
	6617番152まで

臨港道路1号線志布志市志布志町帖字向川原6617番156地先から同市志布志町志布志字若浜3304番1地先まで臨港道路2号線志布志市志布志町帖字向川原6617番18地先から6617番156地先まで臨港道路3号線志布志市志布志町志布志字東町3223番6地先から同市志布志町志布志字若浜3310番地先まで臨港道路4号線志布志市志布志町帖字山ノ神6738番11地先から同市志布志町帖字向川原6617番18地先まで

を

に改め,

l	臨港道路5号線	志布志市志布志町志布志二丁目3133番399地先から同市
		志布志町志布志字東町3223番6地先まで
	臨港道路6号線	志布志市志布志町帖字向川原6617番164地先から同市志
		布志町志布志字東町3240番2地先まで
	臨港道路7号線	志布志市志布志町志布志字東町3253番4地先から同市志
		布志町志布志字若浜3273番2地先まで

同表臨港道路 8 号線の項中「3294番 3」を「字若浜3273番 2」に、「3294番 1」を「3283番」に改め、同表臨港道路 9 号線の項中「3296番」を「字若浜3283番」に、「3313番」を「3314番 3」に改め、同表臨港道路10号線の項中「3304番 1」を「字若浜3304番 1」に、「3310番」を「3325番 2」に改め、同表臨港道路11号線の項中「安楽461番 1 から201番28」を「志布志字若浜3304番 1 地先から同市志布志町安楽字中島462番地先」に改め、同項の次に次のように加える。

臨港道路若浜緑	志布志市志布志町志布志字若浜3258番4地先から3262番
地線	地先まで

別表第4臨港道路新若浜1号線の項中「296番1」を「字汐掛296番3地先から同市志布志町安楽字北又486番地4地先まで」に改め、同表臨港道路新若浜2号線の項中「3322番」を「字若浜3304番1地先」に、「296番1」を「字汐掛296番10地先」に改め、同表に次のように加える。

م م	
臨港道路(D-	志布志市志布志町帖字向川原6617番182地先から6617番
1 - 3)	185地先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町帖字向川原6617番142地先から6617番
1 - 4)	188地先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町帖字向川原6617番189地先から6617番
1 - 5)	185地先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町帖字向川原6617番189地先臨港道路
1 - 6)	(D-1-4)との接続地点から6617番185地先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町帖字向川原6617番187地先から6617番
1 - 7)	185地先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町帖字向川原6617番187地先臨港道路
1 - 8)	(D-1-4) との接続地点から6617番185地先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町帖字向川原6617番156地先臨港道路2
1 - 12)	号線との接続地点から制限区域との接続地点まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町志布志字若浜3310番地先から3327番地
1 - 42)	先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町志布志字若浜3291番地先から3291番1
1 - 43)	地先まで
臨港道路 (D-	志布志市志布志町志布志字若浜3314番3地先から3314番
1 - 45)	1地先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町志布志字若浜3287番地先から3290番地
1 - 46)	先まで
臨港道路 (D-	志布志市志布志町志布志字若浜3284番地先から3286番地
1 - 47)	先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町志布志字若浜3284番地先から3292番1
1 - 48)	地先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町志布志字若浜3269番1地先から3268番
1 -49)	地先まで
臨港道路(D-	志布志市志布志町志布志字若浜3269番1地先から3270番
1 - 50)	地先まで
臨港道路 (D-	志布志市志布志町志布志字若浜3259番2地先から3263番

鹿児島県公報

1 .	- 55)		地先まで
臨	巷道路	(D-	志布志市志布志町志布志字若浜3259番1地先から3259番
1 -	-56)		2 地先まで
臨	巷道路	(D-	志布志市志布志町志布志字若浜3269番1地先から3284番
1 -	-60)		地先まで

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第33号

平成11年3月16日鹿児島県公安委員会告示第10号(風俗営業制限地域の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

本文中「若しくは準住居地域」を「、準住居地域若しくは田園住居地域」に改める。

表鹿児島南警察署の項中「及び郡元町」を「、郡元町、西谷山三丁目、光山一丁目及び光山 二丁目」に改め、「西谷山一丁目」の次に「、西谷山四丁目」を加える。

表伊佐警察署の項を次のように改め、同表横川警察署の項を削る。

伊佐湧水警	伊佐市大口里、大口大田及び大口鳥巣の各一部	図面12
察署	湧水町木場及び米永の一部	図面13

警察本部告示

鹿児島県警察本部告示第1号

令和元年7月5日鹿児島県警察本部告示第1号(簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報)は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和2年3月31日

鹿児島県警察本部長 大塚尚